

森林だより



第37号

令和2年10月発行

八頭中央森林組合

代表理事組合長 前田幸己
鳥取県八頭郡八頭町郡家763-10

《本所》
TEL (0858) 72-1111
《用瀬事業所》
TEL (0858) 87-2737
《若桜事業所》
TEL (0858) 82-5220
《国産材加工場》
TEL (0858) 84-2234

目次 ■ contents

- 表紙 / 令和2年度森林組合まつり中止のご案内 1
- 令和2年度上期決算概要 / 令和2年度理事会開催状況 2
- 令和2年度事業について 2
- 森林と向き合う / 安全装備の支給 3
- 施業現場レポート 4
- 森林整備のすすめ / 安全パトロールの実施 5
- 新たな森林管理システム推進センターの開所 5
- 機構及び職員配置図 6
- 椎茸原木の予約販売スタート / 相続加入手続きのご案内 6

森を活かし 豊かな緑を未来へ



森林整備事業によるハーベスタ造材作業（鳥取市用瀬町江波地区）

<森林組合まつり中止のご案内>

例年10月に開催しております「森林組合まつり」について、本年は新型コロナウイルス感染が拡大している状況を鑑み、開催を中止することといたしました。毎年楽しみにしてくださっている皆様には誠に申し訳ありませんが、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

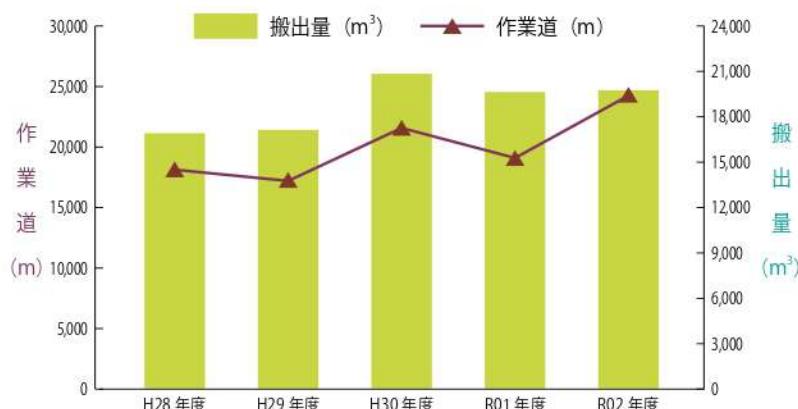
令和2年度上期決算概況について

第17回通常総代会で承認された事業計画に沿い事業に取り組んでおり、上期事業実績は搬出量 $19,774\text{m}^3$ （前年 $19,666\text{m}^3$ 、前年比 100.5%）、作業道 $24,374\text{m}$ （前年 $19,101\text{m}$ 、前年比 127.6%）となり、路網整備は進んでいるも搬出量は前年並みという結果となりました。上期決算については、施業が継続している現場が多いため精算が進んでいないことなどが影響して、収益 $398,713$ 千円で計画比 96.6%、前年比 90.6%、経常利益は△ $19,568$ 千円となりました。すでにスタートしていますが、下期については年間計画事業量の達成に向けて事業推進ならびに収益の改善に取り組みます。

■上期実績推移

(公社及び森林整備センター施業は除く)

区分	H28	H29	H30	R01	R02
搬出量	$16,943\text{m}^3$	$17,161\text{m}^3$	$20,868\text{m}^3$	$19,666\text{m}^3$	$19,774\text{m}^3$
作業道	18,230m	17,184m	21,586m	19,101m	24,374m



■上期地区別実績

地区	搬出量(m ³)	作業道(m)
郡家	4,390	6,613
船岡	350	0
八東	3,604	3,349
河原	2,202	4,255
用瀬	1,523	3,023
佐治	1,150	2,480
若桜	6,555	4,654
計	19,774	24,374

令和2年度理事会開催状況について

理事会	開催日	協議内容
第1回	令和2年 2月28日(木)	○令和元年度決算について ○令和2年度事業計画の策定について ○第17回通常総代会の開催について ○定款の一部改正について ○次回理事会の開催について
第2回	3月4日(水)	○決算監査報告及び監査意見書に対する回答について ○第17回通常総代会提出議案について ○第17回通常総代会の進行次第について ○永年勤続表彰の実施について ○役員選任細則(案)について
第3回	3月28日(土)	○第17回通常総代会の開催について ○出資口数の減少の承認について

理事会	開催日	協議内容
第4回	3月28日(土)	○令和2年度役員報酬額の決定について ○春季理事会委員会の開催結果について ○令和2年度第1四半期決算について ○鳥取県森林組合連合会監査報告について
第5回	6月11日(木)	○新規分收造林契約の締結について ○駐車場用地の確保について ○夏季賞与の支給について ○利益相反契約について
第6回	9月18日(金)	○令和2年度上期決算について ○下期事業の取り組みについて ○常例検査の結果及び改善状況について ○固定資産の取得と処分について ○組合諸規程等の一部改定について

令和2年度事業について

令和2年度事業は、第17回通常総代会で決議した事業方針を基本とし、①アクションプログラム最終年としての取り組み、②組織的な活動を意識し「報告・連絡・相談」の徹底、③「新たな森林管理システム」の実現と森林整備の推進、④目標施業量を達成し経営確立を目指す。事業の柱としては、組合員所有林の搬出量 $60,000\text{m}^3$ 、作業道開設 50km の目標達成に取り組んでいます。

本年度のスタートは雪もなく施業は順調に進んできていますが、2月より全国に拡がりを見せた新型コロナウィルス感染拡大による経済低迷、木材産業への影響が危惧されています。本年度住宅着工件数は△ 20%が想定され、木材業界では生産調整に入っています。また製材業界において従来の広域集荷から近隣地域からの原木調達にシフトしている感があります。With コロナ、アフターコロナについてが議論されていますが、確実に何かが変わると思われ、長年低迷してきた1次産業、地方にも光が当たる時代の到来を期待しています。

なお、令和元年からスタートした「新たな森林管理システム」も2年目となり、森林組合が進めてきた「集落林業」「集約施業」を支える制度としての定着を目指します。

森林と向き合う～変容する社会を迎える中で～



今年2月よりのコロナ禍も緊急事態宣言の解除がなされ、日々感染は確認されるも、いわゆる第2波まで至ることもなく、社会はwithコロナ下での「新しい生活様式」を模索し実践しています。また、来るべき「アフターコロナ」についても社会及び経済構造、生活様式、価値観の転換が専門家らによって推測されているところです。どのような社会が訪れるかわかりませんが、いつの時代においても課された試練や危機に対して仮説を立てそれに向かって取り組むことが大切であり、結果は後に証明されるものと考えます。

ハ頭中央森林組合は、平成15年から20年の厳しい時代を乗り越え、平成21年に国が発表した「森林・林業再生プラン」に積極的に取り組み、集落説明会を開いて団地化して施業を行う「集落林業」で事業推進し、整備が遅れていた管内の森林整備を進めて組合員の皆様の森林の健全化を図るとともに、地方創生の担い手として事業拡大に合わせて職員の雇用拡大にも努めて参りました。

一方、平成31年4月には国の新しい政策「森林経営管理制度」がスタートしました。これは豊かな森林資源を活用した林業の成長産業化並びに水源涵養や災害防止、環境保全など、森林の多面的な公的機能の発揮等の観点から、採算性が低い、所有者不明等の理由により手入れが遅れていた森林の整備を促進するための政策です。本年7月、鳥取県では独自の取り組みとして、制度の実施主体となる市町村を支援しながら所有者との調整や実施計画づくりなどを進める「新たな森林管理システム推進センター」を設置しました。

森林組合のミッションは地域の森林管理の担い手であり、組合員に貢献する責務があります。当組合は、組合員の皆様及び関係市町村等々のご協力のもとミッションを果たすべく森林整備を進めて参りました。今後、アフターコロナの社会がどのように変容するか、また、森林・林業政策や林業をはじめとする一次産業を取り巻く環境がどうなっていくのか読み切れない部分もございますが、社会環境の変化に対応すべく、新しい林業政策も活用して国や県の支援を受けながら、日々の課題に対して目標を立てて事業に取り組んでいきます。そして、地域の山は地域で守るよう組合員の皆様や市町村、関係する事業者の方々と一緒に連携を図りつつ、地域の森林管理の担い手として、先人の植えられた森林を整備された健全な森林として次の世代に引き継ぎ、同時に、環境保全などの多面的な公的機能を果たす地域の資源としての森林を守るべく、主体的に森林整備に取り組んで参る所存です。

ハ頭中央森林組合 代表理事組合長 前田 幸己

安全装備の支給について

ハ頭中央森林組合では、安全第一をスローガンに労働災害のない職場づくりのため、かねてより様々な取り組みを行っておりまます。

林業における労働災害は長期的には減少傾向であります BUT、死傷年千人率は全産業トップであり、平成23年以降の死亡者数は40人前後で推移しています。その内訳では、死亡災害の起因物は約6割が立木等であり、休業4日以上の死傷者数でみれば立木等が約3割、チェンソーが約2割と多数を占めています。

そこでチェンソーによる事故を防ぐため、林業においては平成27年10月より（令和元年8月より、チェンソーを使用する全業種に拡大）施業現場でチェンソーを使用する際のチェンソー防護ズボンまたはチャップスの着用が義務化（労働安全衛生規則の一部を改正する省令（厚生労働省））されています。当組合においては省令施行の義務化以前よりチェンソー防護ズボンをはじめとする安全装備の支給を行い、職員の安全確保に努めて参りましたが、日々の業務の中で傷みも出てきている状況でした。そこで今回、改めてチェンソーを使用する職員全員にチェンソー防護ズボンを支給しました。

これからも職員の安全を第一に事故や災害のない職場を目指し取り組みを進めていきます。



施業現場レポート



現場 妙見谷線 間伐搬出事業

(用瀬町赤波地区)

お話を伺った方 赤波むらづくり協議会
会長 本部幸弘さん

施業面積： 7.38ha

搬出材積： 986m³

作業道延長： 1,499m

(施業のきっかけは?) 赤波地区は、間伐搬出事業を計画的に実施する旨総会議決しております。この妙見谷線は個人の分け山が多く、手入れをされていない所有者が多く、早々に間伐作業を実施したいと考えておりました。又、所有者の境界確認も同時に実施でき、森林組合の施業推進もあり施業をすることとなりました。

(施業を実施していかがでしたか?) 施業地は赤波地区の分け山であり所有者が 47 名にもおよび境界立会を 3 回に分けて行ったことと境界の合意形成を図ることが大変でした。先代から受け継いだ山林を後生に良い状態で残すため保育間伐はしていかなくてはなりません。その中で利用間伐を行い、森林所有者に精算金を頂けたことは有難いことでした。

(森林組合へのご意見) これからも健全な森林維持の為にも補助金等を利用し、山の手入れの継続をお願いします。



現場 後左近ノ一線 間伐搬出事業

(八頭町姫路地区)

お話を伺った方 姫路地区推進員
永田裕文さん

施業面積： 28.22ha

搬出材積： 2,254m³

作業道延長： 3,939m

(施業のきっかけは?) 姫路地区は、不在村者に加え世代交代による山林の場所・範囲について不明瞭な所有者が大半となり、将来のトラブルを防止するため、森林組合に境界明確化事業をお願いしました。その後、何回かの座談会で団地化、施業について組合より説明を聞き、事業を行うこととなりました。

(施業を実施していかがでしたか?) 地権者の殆どが鳥取市内や県外にも分散しており、説明会の開催準備、提出書類の取りまとめ等大変な部分もありました。しかしながら林業専用道・作業道の形が見えてくるに従い、山に足を運んできて、進捗状況、或いは次の計画についての話が出てくるなど、所有者の意識も徐々に変化が生じた様に感じました。

事業完了後の感想としては、山の環境が良くなる事はもちろんのことですが、車で気軽に現地まで行けることから所有者にも山への意識が生じて来るなど、本当に良かったと思っています。ただ、事業期間が 7 年間と長く、もう少し早い事業展開が課題ではないかと感じています。

(山林の利活用) 今回の施業は完了しましたが、今回整備した林道、作業道の次の施業までの維持管理・利活用策の展開としてマウンテンバイクのトレイルコースとしての利用を考えています。

現在、自転車愛好者を中心とした管理運営を行う団体「K I S A I C H I T R A I L W O R K S T O T T O R I」の立ち上げ準備を進めており、今年度中には外部に向けて情報を発信する予定です。この取り組みで多くの皆さんに自然に親しんで頂くとともに、森林・施業に関心を持って貰う一助になればと考えているところです。

【森林整備地域活動支援交付金事業（森林境界の明確化）】について

世代交代や森林の境界に詳しい方々の高齢化等により、現在、年を追うごとに森林の境界確定が困難になります。このまま進めば、近い将来、全く境界が確定できないという状況に至るかもしれません。それを防ぐためにも、今のうちに地元の精通者の方々のご先導のもと、境界を明確にし、それを契機に山の手入れを積極的に行することで森林の健全化を図ることは、森林所有者の皆様にとりましても極めて有意義です。「森林整備地域活動支援交付金事業（森林境界の明確化）」はこのような取り組みを支援する事業です。

森林整備のすすめ

八頭中央森林組合では国の示した森林林業再生プランに端を発し、これに続く森林経営計画制度に沿って森林整備を進めて参りました。しかし、組合管内の森林には間伐等の手入れが遅れている森林が多くあります。杉檜等を植林した人工林において健全な森林を造り育てるためには適正な整備が欠かせません。

現在、地球温暖化対策、国産材の自給率50%を目標に国・県・市町村の補助金により森林整備の取り組みが支援されており、その支援には○団地的取り組み、○長期管理委託契約の締結、○森林経営計画の樹立、○作業道開設、間伐材の搬出等が条件となっています。

森林整備は集落全体で取り組まなければ支援は得られません。当組合では集落座談会を実施させていただきながら森林整備を推進してまいりますので、今後も組合員の皆様のご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。



タワーヤーダ架線集材～ハーベスタ造材 (八頭町福地地内)

林業専用道池田山暮ノ谷線 (八頭町山志谷地内)

安全パトロールの実施

当組合では、災害のない安全な職場づくりのため、安全衛生委員会を中心としたメンバーが毎月、施業現場の安全パトロールを行い、リスクアセスメントに基づいた作業状況の確認を行い安全作業の徹底を図っています。

また、事務職員と現場職員から構成される安全衛生委員会を毎月実施し、そこで安全パトロールの結果や日々のヒヤリハット報告の内容、災害や事故の事例等についての検証や対策の検討を行い、安全対策の実施や安全意識の向上に繋げています。



新たな森林管理システム推進センターの開所について

令和2年7月1日、「新たな森林管理システム推進センター」が鳥取県森林組合連合会2階に開所されました。

同センターは平成31年4月にスタートした「森林経営管理制度（新たな森林管理システム）」の推進のために鳥取県が設置したもので、市町村の取組を支援する推進員が配置され、市町村や業務委託先となる森林組合等の調整役として意向調査や実施計画づくりなどの支援を行います。

県東部エリアは、八頭中央森林組合OBの平木正樹氏が推進員として担当されています。長年に渡り当組合で森林整備事業に携わられてきた経験と知識を存分に生かし、「新たな森林管理システム」の円滑な事業実施のため業務に当たられています。



八頭中央森林組合

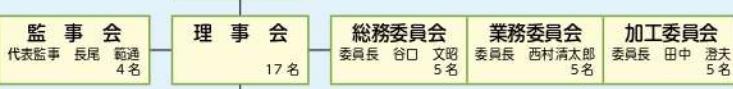
組合員 3,949名

機構及び職員配置図

(令和2年9月1日現在)

郡家	船岡	八東	河原	用瀬	佐治	若櫻	他	合計
人工林面積	1,800	1,677	2,294	1,536	2,747	1,942	6,516	18,512ha
組合員数	569	471	606	583	478	366	487	3,949名
地区推進員	35	29	34	37	30	21	37	223名
1組合員当り面積	3.16	3.56	3.78	2.63	5.74	5.30	13.37	4.68ha

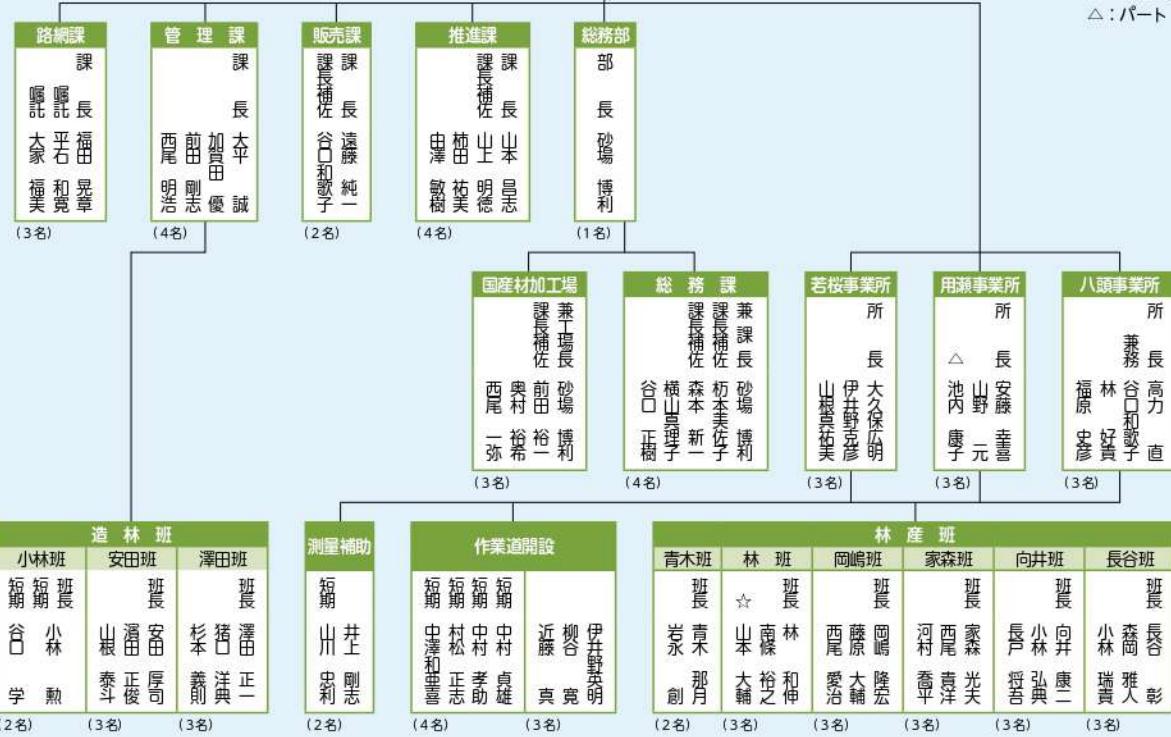
*人工林面積：スギ、ヒノキ（組合員所有林）



従業員集計	
事務職員	24名
加工場職員	3名
パート・嘱託	3名
技能職員	27名
短期職員	7名
計	64名

☆：研修生

△：パート



椎茸原木の予約販売スタート

毎年ご好評をいただいている椎茸原木の予約販売を開始します！

1本 380円 (税込)
(クヌギ、コナラ等 長さ約100cm)

※ 駒打ちされていない原木になります。

※ 原木のお引き渡しは翌年3月以降となります。

<ご注文・お問合せ>

八頭中央森林組合 購買係 TEL : 0858-72-1111



組合員の相続加入手続きは
終わりましたか？

亡くなられた組合員の方の相続手続きがまだの方は、森林組合まで
ご連絡いただきますようお願い致します。

連絡先 総務課 枠本

TEL 0858 - 72 - 1111

